

令和6年度第 1 回特定調達品目検討会 委員意見要旨

日時：令和6年7月24日（水） 16:30～18:40

出席委員：岡山委員、奥委員、奥村委員、加用委員、鶴田委員、奈良委員、根村委員、平尾委員（座長）、藤井委員、藤崎委員、柳委員 （五十音順）

欠席委員：梅田委員、藤井委員

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
1	本年度の検討方針等	資料 1	高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応	基準値1と2があり、何かひとつだけ優れた性能を持っているものを選ぶということだが、性能だけではなく、マーケット規模、あるいは時間的に長く使われるものが削減効果があるため、3次元的に見て効果を測るとよいのではないか。 7ページに「基準値1による率先調達の推進方策、基準値1から基準値2への移行タイミング」とあるが、基準値1の高いレベルから基準値2の低いレベルに下げるとするのは降格するということか。	基準値2は調達時に満たさなければいけない基準であるため、基準値1を基準値2にすることは降格ではなく水準を上げることになる。
2	本年度の検討方針等	資料 1	高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応	具体的にどういう条件であれば移行できるのか、タイミングを明確にしておくべき。例えば、建築物ではCASBEEは設計段階で何を使っているかが重要であり、すべての製品が設計した時に何を使うか、どうして使うかも重要なので、設計段階のところを詰めていけると良い。	基準値1の社会実装が始まってきたところで、初期需要創出にうまく貢献できているのかという問題意識もあるため懇談会を設けて議論いただくこととした。基準値1として高い目標を作っているが、やはり陳腐化する。これならもう基準値2になっていいだろうというタイミングがあるはず。どうすれば初期需要からスムーズに一般的な需要になっていき、価格も下がっていくのか、立体的に見て環境負荷削減効果が上がるのかといったところを整理していきたい。
3	本年度の検討方針等	資料 1	高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応	「更なる環境負荷低減が見込まれる」というところを定義するとわかりやすくなる。	懇談会を開催し、今日いただいた意見を反映させながら議論させていただく。
4	本年度の検討方針等	資料 1	カーボンフットプリントについて	カーボンフットプリントについて、「カーボンフットプリント ガイドライン」のみだけでなく、EPDや企業独自で計算されたものも全て含まれるという理解でよいか。それとも、認定製品が認められるイメージになるのか。	現行の基本方針では、「カーボンフットプリント ガイドライン」で提示されている手法に基づいた算定、開示でも認めており、例えば企業が独自で実施した場合でも、ISO14067や14040、14044に基づいた計算をされているものであれば、基本的には認めることとなっている。
5	本年度の検討方針等	資料 1	カーボンフットプリントについて	数値を重視するのか、まずは算定されていることを重視するのか。数値を重視するのであれば、検証やレビューされたものというのがひとつの基準になるかもしれない。まずは計算することが重要であれば、計算されていることをまずひとつのステップとして認めるという話になる。まだまだレビューまでいくのは少ない中で、計算するということに意義を感じる。	まさに后者であり、取組の端緒というところで、まずは算定されたものを認めていくことから始めている。将来的には数値の話も出てくると思うが、それができるような環境になっていけば、また品目ごとに検討することになる。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
6	本年度の検討方針等	資料 1	カーボンフットプリントについて	欧州のバッテリー規則では、市場に出すために検証が必須となっている。そういった基準が出てきている中で、どういうステップで日本として進めていくのか検討してもよいのではないか。	米国では特に数値が基準になりつつある。そこに段々向かっていくように、まずは事業者等に取り組んでいただくというインセンティブであると考える。
7	本年度の検討方針等	資料 1	高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応	2段階の判断の基準の積極的な運用については、GX等新たな技術開発の進展の観点からも重要でありぜひとも進めていただきたい。その際には、どの品目をどのように見直していくか、具体的な検討を進めるべき。特に2段階基準のベースとなるプレミアム基準策定ガイドラインとの整合性、考え方の見直しも含め、議論した方がよい。資料の6ページにあるように2段階基準が既存品目の7分野で適用されているが、プレミアム基準策定ガイドラインにおいては、すでに19分野についてプレミアム基準の考え方が例示されている。こういったものをメルクマールとして、できるだけ具体的な方向性を検討していけたら良いのではないか。	プレミアム基準策定ガイドラインの背景も含め、2段階の懇談会において併せて検討して参りたい。
8	本年度の検討方針等	資料 1	高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応	品目によっては基準値1が他の品目にとっては基準値2のレベルになっているような、難易度の違いがあると思う。横断的に見て、大体同じレベルになるように調整しているのか。	2段階の判断の基準の設定にあたっては、基準値1は市場の30％程度を目途にしていることから始まっている。実際にその製品が市場に30％あるかというところは、関係業界等の各品目の関連する方々と調整しながら決めている。厳密には一律に設定はできないが、整理をしていく上で上位30％というようなかたちで位置付けていくことも、今後必要だというご意見はあると認識している。 でこぼこするのではないかというのは当然の議論であり、これは基準値2にしていけないのではないかというタイミングをどう判定するかという話にも関わってくる。カッティングエッジのものをどう応援できるかという視点と、横並びをどう見るかということを踏まえた考え方の整理をした上で、具体的には各品目ごとに議論することが多い。そういった視点も必要だと考えている。
9	本年度の検討方針等	参考資料 3	農産物のみえるラベルについて	農産物の「みえるラベル」について、このマークが付いているものを見たことがなく十分な量があるのか疑問。6ページに貢献率の測り方が書いてあるが誰が計測されているのか。	認定の方法は農林水産省から回答いただくとして、過去2年実証しただけなので見たことがないのは当然である。量の話は非常に大事で、それを何とかしたい。基準値2では国が買わなければいけないということなので、国が買えるロットがないとここで話ができない。一番支援が欲しい時に公共調達が貢献できないということに結果としてなってしまうことが残念だなという思いがあり、本格的に検討したいと考えている。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
10	本年度の検討方針等	参考資料 3	農産物のみえるラベルについて		＜農林水産省＞当初のラベルは、昨年、一昨年と2年間実証し、今年の3月から本格運用をから始めたばかりの制度であり登録件数は約200件、取扱店舗数は300を超えたところである。こういったラベルを取得できるような農業者層は厚くまだ拡大の余地は十分ある。既存の有機JASのように基準が決まっているものと比べ、「みえるらべる」は、農業者が地域の基準から少しでも環境に良い取組をしていれば算定対象になるといった意味で潜在的な裾野は広い。昨年、一昨年の実証でも700か所以上の販売店で扱っていたいており、数百では全然足りないことはもちろんだが、全国的に拡大をしていきたい。十分な調達量が確保できる状況を目指し、グリーン購入の基準に入れていただくことによって、国の方でも率先して調達を検討するような話にしていただければ、地方公共団体や民間の方々にも制度を周知する有効な手立てになり、取組の拡大を加速化できるのではないか。私どもの取組拡大とグリーン購入による呼び水的な効果を両輪とし、十分な調達量の確保に努めていきたい。
11	本年度の検討方針等	資料 1	高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応	農業、牧畜はCO2等の温暖化ガスを出すボリュームが大きいいため、食べ物のグリーン購入を積極的に進めることにより、ボリュームをかなり出している農業で少しでも減らすということができれば、効果が大きいのではないか。	
12	本年度の検討方針等	資料 1	高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応	より高い環境性能というところで、経済的な支援はあり得るのか。	プッシュ型の施策は多くあり、省エネ機器に対する補助金などがある。買う側の施策があまりないため、ここの場に期待をいただいているのだと思う。オーソドックスに補助金を出す、あるいはメタンが減るような農業をクレジット化できるような仕組みを整えるなど様々な手法を使っているところ。
13	本年度の検討方針等	参考資料 3	農産物のみえるラベルについて	農産物のみえるラベルについて、従来のものと比べ非常にコストが高かったり、市場に出てきた時に購入価格が高いということになれば、購入者側か生産者側が負担することとなる。何らかの経済的な支援をすることで、より協力しやすくなり消費者が買いやすくなる。このラベルが付いているもの自体が高いものなのか、価格的には変わらないものなのかが重要である。	一般論で言うと、高くなるのは事実。生物多様性の項目をみても手間暇かかるものが多い。少し高くても良いものだから買おうという一歩にしたい。それは公共調達が最初に取り組むべきことであり、この場が大事であると認識している。
14	本年度の検討方針等	参考資料 3	農産物のみえるラベルについて		大事な論点でありグリーン購入法の存在価値にあたるところかもしれない。価格差の問題はあるが、高くてもしっかり環境配慮した製品を選んでもらいたい。グリーン購入法だけでなく、さまざまな政策施策でこれから取り組んでいただけるのではないかと考えている。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
15	本年度の検討方針等	資料1	高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応	「より高い」というところで、何か基準になるものがあり、それより高いということか。どのように読み取れば正しいか。	大事な論点だと思っており、定性的に「より高い」という言い方をしている。基準値2が環境配慮製品だが標準的なもので、基準値1がより高い。どれくらいどう高めるかというところも踏まえ、結局個別に見ていくということになってくる。GX製品では、世の中で普通に作っているスチールではなく、非常にCO2の発生を抑えたスチールというような、何か標準的なものより上のものというイメージだと思っている。
16	本年度の検討方針等	資料1	高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応	基準がどこにあるかがきちんとわかると良い。基準が少しずつ動いていくため、基準を書いておかないと、「より」が理解しづらくなってくる。	基準がどんどん上がっていく。私たちの議論が基準を決めるところでしっかりと、何を基準に考えるかという議論をさせていただく必要がある。
17	本年度の検討方針等	資料1	高い環境性能に基づく製品・サービスの調達に向けた対応	環境負荷というのは温暖化以外の側面も含むという理解でよいか。食品で言うと、有機野菜はものによってはCO2が高くなるものもある中で、有機にすることで良い面が出てくることもある。温暖化以外でも環境負荷が低くなればよいと感じている。	環境負荷は全部。グリーン購入法は循環型社会形成推進基本法と一緒にできた法律であるため廃棄物のところに着目することももちろん多く、カーボンニュートラルということで温室効果ガスの削減効果、化学物質、ネイチャーなどいろいろな視点がある。
18	本年度の検討方針等	資料1	国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた対応	紙は地方によって濃淡がある典型的なもので、古紙は都市部にたくさん容易に集まるが、古紙を使って製造する工場は地方にあるため、また都会に運ぶという運送の負荷がある。地方公共団体の方が一律に絶対にやらなければいけないとなってしまうと、わざわざ遠方から運ぶというような変な話になってくるため、輸送負荷についても考える必要性があるのではないか。	国と市区町村だけでは足りないと思っており、ある程度の塊で、ある程度のキャパシティがあるという意味で都道府県と記載している。都道府県をもう少し巻き込んでサポートをお願いしたいと考えている。都道府県の方針を基礎自治体に使ってもらえるようになれば簡単にできるのではないかという思いもあるが現実そうっていない。どこにボトルネックがあるのか、ひとつひとつクリアにしたいと思っている。
19	本年度の検討方針等	資料1	国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた対応	少し地方の事情等も緻密に調査したうえでスタートさせるような方式がいいのではないか。	国の基準をそのまま地方公共団体に押し付けるということではなく、地方公共団体なりのグリーン購入の取組み方をどのように広げていくのか、考えていくのか。こういう分野に専任で取組めるだけの人材がいない市町村なども多いと聞いている。地域ごとの問題をしっかり捉えて、取るべき対策について議論をさせていただきたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
20	本年度の検討方針等	資料1	国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた対応	国以外と言うと、地方公共団体や市町村になるが、実は一般の人がたくさん買ってくれた方がいいので、どうやって一般の人に知らしめていくか。例えばYouTubeやLINEなどをみなさんたくさん使っている。ああいうところに数秒でもこういう話題が出てくれば、若い人は興味を持って、買おうかなとかいうこともあるので、ぜひ自治体ではなくて、国民のみなさんが買ってみようかと思うような手を打っていくというのも、ひとつの手ではないかと思う。今後展開を期待していきたいと思う。	
21	本年度の検討方針等	資料1	国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた対応	これまでの基本方針にどう加筆するのか、または削除するのかがポイント。グリーン購入法を地方公共団体に義務化するには法改正が必要。地方公共団体や事業者、国民については、基本方針の頭にも、「望ましい」という書きぶりで、方針を作っている。ここを見直すのかどうか。本年度の検討方針で書かれた1から3の対応の方向性というのはこれでよいと思う。2段階にしてもそうだが、具体的な見解、方向性について、少し議論されていった方がいいのではないか。	第2回検討会までによく相談していきたい。方針を決める前にやらなければいけないことがあると思い、いろいろ書かせていただいている。本当のボトルネックは何か、取組をもう少しやるように推し進めた方がいいのか、あるいはもう少し実情を踏まえるようにした方がいいのか等を踏まえ、次回までに準備したい。
22	本年度の見直し品目、提案品目について	資料2	循環性基準	循環性基準に関連して、1点目は、再生プラスチック利用率等の「等」には、プラスチックの単一素材化や使用後のリサイクル性を考えたような基準を設定することも含まれているのか。2点目は、導入の仕方について、品目ごとの定期見直しのタイミングで入れていくというイメージか。スピード感を重視すれば、配慮事項に一斉に入れるというやり方もあるのではないか。	循環性に配慮した基準になっていれば、単一素材化なども循環性基準のひとつだと考えている。再生プラスチックに代表されるかたちにはなるが、設計段階での単一素材化や分解を容易にした事業者の取組といったところもしっかり評価し、それを基準化することを想定して文言として入れている。 導入の仕方について、もっと急ぐ必要があればそうするが、定期見直しをやっていくと2030年度までに間に合うと考えている。
23	本年度の見直し品目、提案品目について	資料2	省エネルギー診断	省エネルギー診断について、昨年施行された改正省エネ法で、省エネに加えて非化石エネルギーへの転換や電気事業の最適化等といった観点も加わっており、診断の中に入れていくのが論点のひとつになるのではないか。省エネセンターの診断では、太陽光発電等の利用に関して、2021年度から提案を多く行っている。	ご知見をいただきながら、検討を進めたい。ぜひご協力をいただきたい。
24	本年度の見直し品目、提案品目について	資料2	紙製品	古紙の運搬のCO2やトレードオフはきちんとレベル2の段階でもチェックされているのか。	それは問題ない。メタル系や有機物系、想定される地理的な範囲などで違ってくる。そういったことを念頭に、循環させる時は範囲を考えるというところは当然の視点である。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
25	本年度の見直し品目、提案品目について	資料2	紙製品、木製品	木製品、紙製品で国産材、地域材を使うことは基準の中に入れ得るのか。FSCのようにかなり厳しい森林認証を取っている材でも欧米から運んでくると、国内で都道府県内で、森林認証は取っていない材の方がライフサイクルで見ると負荷が全体的に小さい場合もあり得る。	大きく国内外の差別になることはできないが、輸送面で環境負荷が違ってくるとことは認識したうえで議論をしている。その視点を入れ、管理木材といったカテゴリを新しく作ったところである。
26	本年度の見直し品目、提案品目について	資料2	紙製品、木製品		カーボンフットプリントがもう少し広まってくれば、遠くから輸送された商品のカーボンフットプリントが上がった数値になる。PCRがどうなるかわからないが、そういうことも将来的には見えてくる可能性がある。
27	本年度の見直し品目、提案品目について	資料2	移動電話等	携帯電話はEPEATを参考にしたらどうか。例えば7ページの画像機器等もEPEATの対象となっているため、同様に他の品目も参考にしても良いのではないか。EPEATは基準が統一化されたので、基本的には入っている分野は類似していると思う。	EPEATもこの分野については参考にさせていただく。
28	本年度の見直し品目、提案品目について	資料3	金属、原材料全般	グリーンスチール等の横断的検討というのは非常に重要なことだと思っている。この際併せて、省エネ、CO2削減等の観点から、アルミ等の再生金属の製品材料への活用促進についても横断的なチェックをされたらどうか。具体的には、電子計算機などについて再生マグネシウムの使用、太陽光発電や太陽熱利用機器では再生アルミの使用が配慮事項となっているが、移動電話については再生アルミ等の使用については直接的な記述がなく、少しアンバランスである。そういった意味でのチェックが必要ではないか。また、グリーンスチールのような材料を使う製品についてグリーン購入の対象とするということを横断的に検討するのであれば、このロジックの延長として、例えばグリーン電力を製品に使う場合も、グリーン購入の対象として検討してもよいのではないか。さらに、近いうちに、固定したCO2由来の原材料を使った製品も検討対象としていいのではないか。	金属全般については、検討していきたい。アルミ業界もグリーンスチールに類似した取り組みをしており、広範に入れ込めれば良いと考えている。
29	本年度の見直し品目、提案品目について	資料3	公共工事	公共工事はすべて新規追加提案と書かれているが、今まではなかったということか。	公共工事についてはグリーン購入法の基本方針の中に分野として位置付けられている。新規提案というのは、これまでグリーン購入法に定められていない品目について、6品目の提案があったところ。
30	本年度の見直し品目、提案品目について	資料3	マスバランス	バイオマス由来のプラスチックの提案は、昨年も今年も出ているが、今年はどのようなかたちで検討されるのか。	去年の検討状況を踏まえて対応したいが、検討の進展があまり見られない状況であれば、エコマークで出されている方針を踏まえ、検討したいと思っている。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
31	本年度の見直し品目、提案品目について	資料3	マスバランス		＜プラ室＞昨年度、マスバランスの検討会を実施したが、まだまだ課題が多く、グリーン購入法に位置付けるための並びの部分の検討が必要である。そのあたりをぜひ相談させていただきたい。
32	本年度の見直し品目、提案品目について	資料3	マスバランス		別の委員会でご検討いただいた成果をグリーン購入法の判断基準の検討にも入れていくということで、こちらの検討を少し待っている状況である。今年バイオマス由来プラスチックだけではなくケミカルリサイクル由来プラスチックも提案に含まれており、プラスチックの判断には多面的な課題がある。拙速にやるのは難しいところかもしれない。資源循環政策全体と整合性をもって検討していきたい。
33	その他	その他	基本方針前文	基本方針の6ページの「エコリーフ」は今年4月に「SuMPO EPD」に名称変更がされたため修正すべき。	ご指摘を踏まえ、修正する。